



青森県報

号外第二十三号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

目次

規則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則………(人事課)…一

規則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村守男

青森県規則第二十三号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

「第六目 消防学校(第四十一条—第四十二条の三)」を、

第一款の二 企画振興部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 鉄道管理事務所(第四十二条の四・第四十二条の五)」

「食肉衛生検査所」を「削除」に、

「第一目 保健所(第五十五条—第五十九条)

「第二目 福祉事務所(第六十条—第六十四条)」を

「第一目 健康福祉こどもセンター(第五十五条—第五十八条)」に、

「第二目 保健大学(第五十九条—第六十四条)」に、

「第五目 削除(第七十三条—第七十六条)」を

「第六目 児童相談所(第七十七条—第八十一条)」に、

「第五目 食肉衛生検査所(第七十三条—第七十七条)」を

「第六目 削除(第七十八条—第八十一条)」に、

「第五目 削除(第九十四条・第九十五条)を「肢体不自由児・重症心身障害児施設(第九十九条—第九十五条の三)」に、

「第六目 削除(九十九条の六—九十九条の八)」を

「第十五目 削除(九十九条の六—九十九条の八)」を

「第十五目 削除(九十九条の八—九十九条の八)」に、

「第十五目 削除(九十九条の八—九十九条の八)」に、

「第十五目 削除(九十九条の八—九十九条の八)」に、

「第百条の五の二」を「第百条の五の三」に、「涉外労務管理事務所」及び「女性就業援助センター」を「削除」に、「第百七条」を「第百七条の二」に、「家畜保健衛生所」及び「漁港事務所」を「削除」に、

「第一目 土木事務所(第二百四十四条—第二百六十六条の三)」

「第二目 新幹線事務所(第二百五十七条—第二百五十九条)」

「第三目 ダム建設事務所(第二百二十一条—第二百二十二条)」

「第三目 都市公園建設事務所(第二百二十二条の二—第二百二十二条)」

五)

第三条の三 削除（第二百二十二条の六—第二百二十二条の九）

第四目 港湾管理事務所（第二百二十三条・第二百一十五条）

第五目 空港管理事務所（第二百二十五条の二・第二百二十五条の三）

第六目 ダム管理事務所（第二百二十六条・第二百一十七条）

第七目 削除（第二百二十八条—第二百三十二条）

第八目 削除（第二百三十二条—第二百三十四条）

第九目 削除（第二百三十五条—第二百三十六条の三）

第六款 出納局の出先機関の名称及び所掌事務等（第二百三十七条—第二百三十九条の二）

第一目 岩手整備事務所（第二百二十四条—第二百二十二条）

第二目 新幹線事務所（第二百二十二条・第二百二十三条）

第三目 空港管理事務所（第二百二十四条—第二百三十六条）

第六款 削除（第二百三十七条—第二百三十九条）

に改
め。

第八条の見出しを「（課、室、班等）」に改め、同条第一項の表総務部の部の財政課の項中「総務班」を削り、同部の総務学事課の項中「營繕班」を削り、同部の税務課の項中「税務電算班」の下に「市町村税班」を加え、同部の消防防災課の項を次のように改める。

第一目 岩手整備事務所（第二百二十四条—第二百二十二条）

第二目 新幹線事務所（第二百二十二条・第二百二十三条）

第三目 空港管理事務所（第二百二十四条—第二百三十六条）

第六款 削除（第二百三十七条—第二百三十九条）

に改
め。

第八条の見出しを「（課、室、班等）」に改め、同条第一項の表総務部の部の財政課の項中「総務班」を削り、同部の総務学事課の項中「營繕班」を削り、同部の税務課の項中「税務電算班」の下に「市町村税班」を加え、同部の消防防災課の項を次のように改める。

第一目 岩手整備事務所（第二百二十四条—第二百二十二条）

第二目 新幹線事務所（第二百二十二条・第二百二十三条）

第三目 空港管理事務所（第二百二十四条—第二百三十六条）

第六款 削除（第二百三十七条—第二百三十九条）

に改
め。

第八条第一項の表環境生活部の部の文化・スポーツ振興課の項中「企画調整班」と「スポーツ支援班」を削り、「景観班」の下に「消費生活班、交通安全対策班」を加え、同部の生活衛生・交通安全課の項を削り、同部の国際課の項中「管理班、企画調査班、交流推進班」を削り、同部中青少年課の項を削り、「男女共同参画課」を「青少年・男女共同参画課」に改め、同部の環境政策課の項中「管理班、企画班」を削り、「水質班」を削り、同部健康福祉部の部の健康医療課の項中

統計情報課

第八条第一項の表環境生活部の部の文化・スポーツ振興課の項中「企画調整班」

及び「スポーツ支援班」を削り、「景観班」の下に「消費生活班、交通安全対策班」を加え、同部の生活衛生・交通安全課の項を削り、同部の国際課の項中「管理班、企画調査班、交流推進班」を削り、同部中青少年課の項を削り、「男女共同参画課」を「青少年・男女共同参画課」に改め、同部の環境政策課の項中「管理班、企画班」を削り、「水質班」を削り、同部健康福祉部の部の健康医療課の項中

統計情報課

薬務衛生課

「、薬務指導班」を削り、同項の次に次のように加える。

第八条第一項の表商工観光労働部の部の工業振興課の項中「立地調整班、工業振興班、鉱政班」を削り、同部の劳政・能力開発課の項中「涉外総務班、指導班、労働福祉班、職業能力開発班」を削り、同表農林水産部の部の団体経営改善課の項中「農業団体指導班、農業団体検査班、水産団体班」を削り、同部の流通加工課の項中「企画流通班、消費者情報班、農産物振興班、ほたて・水産物班」を削り、同部の農産園芸課の項中「農業共済管理班」を削り、同部の林政課の項中「、担い手育成班」を削り、同表県土整備部の部の監理課の項中「、財産班、用地第一班、用地第二班、建設業班」を削り、同部の河川砂防課の項中「、砂防班、傾斜地保全班」を削り、同部の港湾空港課の項中「管理班、港営班、計画班、建設班」を削り、同部の都市計画課の項中「、街路班」を削り、同部の建築住宅課の項中「管理班、建築指導班、開発指導班、住宅企画班、県営住宅班、營繕指導班、營繕工事第一班、營繕工事第二班、設備工事班」を削り、同条第二項の表中企画振興部市町村振興課の項を削り、「環境生活部青少年課」を「環境生活部青少年・男女共同参画課」に改め、商工観光労働部工業振興課の項を削り、同条に次の二項を加える。

3 前二項に規定するものほか、課長は、課にグループを置くことができる。
 第九条第二項の表出納課の項中「審査第一班、審査第二班」を「審査班」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定するものほか、課長は、課にグループを置くことができる。

七 ユニバーサルデザインの総括に関する事項

第十条の企画振興部の項の第五号中「行政一般」の下に「（税政を除く。）」を加え、同条の環境生活部の項の第三号中「安定及び」を削り、同条の健康福祉部の項の第一号を次のように改める。

第一保健、医療及び公衆衛生に関する事項

第十一条の財政課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 部内の支出負担行為（旅費、需用費のうち消耗品、燃料、印刷製本及び修繕に係るもの、役務費のうち電話料金に係るもの、使用料及び賃借料のうちタクシードの借上げに係るもの等各課室に共通する経費に係るものに限る。）及び支出命令並びに物品の管理に関する事項（支出負担行為及び支出命令に関する事

務中人事課の分掌に係る事務を除く。)。
 第十一条の人事課の項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金に関する支出負担行為及び支出命令に係ること(電子計算組織により処理される事務に限る。)。

十六 部内の支出負担行為(報酬(隨時支払が行われる特別職の職員等に係るもの)を除く。)、共済費(社会保険料に係るものに限る。)及び賃金(任用期間が十五日未満の臨時職員に係るもの)を除く。)に係るものに限る。)及び支出命令(報酬、共済費及び賃金に係るものに限る。)に関する事務を除く。)に係る事務を除く。)。

第十一条の総務学事課の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項の第二十四号中「予算(支出負担行為)」を「及び予算(支出負担行為及び支出命令)」に改め、「及び物品の管理」を削り、同号を同項の第二十三号とし、同項中第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、

「(情報公開室)

二十七 行政文書の開示に係る事務の総括に関する事務の総括に係ること。」を

「(情報公開室)

二十六 行政文書の開示に係る事務の総括に関する事務の総括に係ること。」に改め、第二十八号を

第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とし、同条の税務課の項の第三号を次のように改める。

三 地方道路譲与税、特別とん課譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税に係ること。

第十一條の税務課の項中第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 市町村の税政に係る助言等に係ること。

七 市町村の普通交付税に係る基準財政収入額に係ること。

八 国有資産等所在市町村交付金に係ること。

第十一條の税務課の項に次の一号を加える。

十一 固定資産評価審議会に係ること。

第十一条の消防防災課の項中「消防防災課」を「防災消防課」に改め、同項の第三号中「出動及び派遣の要請」を「治安出動及び災害派遣の要請並びに警護出動」に改

め、同項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 危機管理対策の総合的企画及び総括に係ること。

五 部内人事、予算(支出負担行為(旅費、需用費のうち消耗品、燃料、印刷

製本及び修繕に係るもの、役務費のうち電話料金に係るもの、使用料及び賃借料のうちタクシーの借上げに係るもの等各課に共通する経費に係るもの)を除く。)及び収入命令に係る事務を除く。)及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に係ること。

第十一条の二企画課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 鉄道管理事務所の総括的管理に係ること。

第十一条の二の市町村振興課の項の第一号中「財政及び税政」を「及び財政」に改め、同項第八号中「関すること」の下に「(普通交付税に係る基準財政収入額に関する事務を除く。)」を加え、同項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第二十三号までを三号ずつ繰り上げ、

二十四 地方行政連絡協議会に係ること。

二十五 自治紛争処理委員及び固定資産評価審議会に係ること。

(津軽下北振興室)

二十六 津軽地域の開発計画の策定及び推進に係ること。

二十七 下北地域の開発計画の策定及び推進に係ること。

二十八 津軽地域の開発計画の策定及び推進に係ること。

二十九 下北地域の開発計画の策定及び推進に係ること。

三十 地方行政連絡協議会に係ること。

三十一 自治紛争処理委員に係ること。

の統計課の項中「統計課」を「統計情報課」に改め、同項の第七号中「統計」を「統計情報」に改め、「分析」の下に「並びに利活用の促進」を加える。

三十二 部内他課及び室の主管に属しない事務に係ること。

(県史編さん室)

十三 県史の編さんに関すること。

- 十二 化製場等に関すること。

十三 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること。

十四 理容師及び美容師に關すること。

十五 クリーニング業に關すること。

十六 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に關すること。

十七 墓地及び埋葬に關すること。

十八 建築衛生一般に關すること。

十九 有害物質を含有する家庭用品の規制に關すること。

二十 入浴料金の統制に關すること。

二十一 水道に關すること。

二十二 飲料水の改善に關すること。

二十三 製菓衛生師に關すること。

二十四 獣醫師修学資金の貸与に關すること。

二十五 食肉衛生検査所に關すること。

二十六 地方薬事審議会、麻薬中毒審査会及び生活衛生適正化審議会に關すること。

二十七 第十三条の高齢福祉保険課の項の第十二号中「養護老人ホーム」の下に「及び介護老人保健施設」を加え、同項の第十三号中「社会福祉審議会」及び「（社会福祉審議会に関する事務中高齢福祉保険課の分掌に係る事務に限る。）」を削り、同条の障害福祉課の項の第九号中「知的障害者総合福祉センター」の下に「、肢体不自由児・重症心身障害児施設」を加える。

二十八 第十三条の二の工業振興課の項中

「十 農村地域工業等導入促進対策審議会に關すること。
（企業誘致推進室）」
十一 企業誘致に關すること。

二十九 「十一 農村地域工業等導入促進対策審議会に關すること。」に改め、第九号を第十九号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、同項の第十八号中「涉外労務管理事務所」を削り、「、障害者職業能力開発校及び女性就業援助センター」を「及び障害者職業能力開発校」に改め、同号を同項の第十六号とし、同項中

「十九　職業能力開発審議会に関すること。
（地域雇用対策室）」

十七 職業能力開発審議会に関すること。
(地域雇用対策室)

二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を削る。

第十四条の団体経営改善課の項の第一号中「農業協同組合」の下に、「森林組合、三種林木組合、二地改良組合、二地改良事業團体連合会」を加え、同

項中第四号及び第五号を次のように改める。

五 森林国営保険に関すること。

第十四条の団体経営改善課の項に次の三号を加える

七 農林畜水産業の金融に関すること（りんご果樹課の分掌に係る事務を除く。）

八 農業共済保険審査会に関すること

の農産園芸課の項の第五号及び第六号を削り、同条の畜産課の項中第八号を削り、

第十九号を第八号とし、第十号から第十六号までを号す。繰り上げて同項の第十七号

第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰

同項の第一号から十二号まで繰り替て同項の第十一号を第九号とし、第十二号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、

「二十一 森林審議会に関すること。」
「十九 森林審議会に関すること。」

〔興産社批評室〕

一號とし、第二十五号を削り、同条の農村整備課の項の第六号中「関すること」の

を削り、第十一号を第十号とする。

第十六条の監理課の項の第十四号中「土木事務所」を「県土整備事務所」に、「ダム建設事務所、都市公園建設事務所、港湾管理事務所、空港管理事務所及びダム管理事務所」を「及び空港管理事務所」に改め、同条の河川砂防課の項の第五号中「生産物」を「産出物」に改め、同項の第十四号中「(災害危険区域の指定に関する事務

を除く。)」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

第十六条の建築住宅課の項中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十五 土砂災害の防止のための対策の推進に関すること。

第十七条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条の二の經理課の項の第六号中「関すること」の下に「(検査に関する事務を除く。)」を加え、同項の第九号中「検査及び」を削り、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同條の出納課の項に次の二号を加える。

八 財務事務の検査に関すること。

九 指定金融機関等の検査に関すること。

第二章第二節第四款を次のように改める。

第四款 班等の分掌事務

(班の分掌事務)

第十七条の三 班の分掌事務は、当該班の属する課の長が定める。

第十八条 グループの分掌事務は、当該グループの属する課の長が定める。

第二十条第二項中「消防防災課」を「防災消防課」に改め、同條第三項中「統計課」を「統計情報課」に改め、同條第四項中「青少年課、男女共同参画課」を「青少年・男女共同参画課」に改め、「生活衛生・交通安全課」を削り、同條第五項中「健康医療課」の下に「、薬務衛生課」を加え、同條第七項を次のように改める。

7 農林水産部の各次長は、部長を補佐し、農林水産政策課に係る事務を整理するとともに、そのうち一人は団体経営改善課、流通加工課、林政課、農村整備課、水産振興課及び漁港漁場整備課に係る事務を、他の一人は構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課及び畜産課に係る事務をそれぞれ整理する。

第二十条の二の二第一項中「健康福祉部に」の下に「必要に応じ」を加える。

第二十二条の四第一項中「、市町村振興課津軽下北振興室」を削り、「青少年課」などの文化推進室」を「青少年・男女共同参画課こととの文化推進室」に改め、「、工業振興課企業誘致推進室」を削る。

第二十三条第一項中「課に」を「課(防災消防課、市町村振興課、統計情報課、国

際課、青少年・男女共同参画課、環境政策課、薬務衛生課、工業振興課、労政・能力開発課、団体経営改善課、流通加工課、港湾空港課及び建築住宅課を除く。)」に改める。

第二十三条の三の次に次の二条を加える。

(グループプリーダー)

第二十三条の二の二 グループにグループプリーダーを置く。

2 グループプリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

第二十五条の二の三の次に次の二条を加える。

第二十五条の二の四 出納局に必要に応じ総括副参考を置く。

2 総括副参考は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事項に関する企画、調査及び立案に参画する。

第二十五条の五の二を第二十五条の五の二の二とし、第二十五条の五の次に次の二条を加える。

第二十五条の二の二 出納局の課のグループにグループプリーダーを置く。

2 グループプリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

第二十六条第一項中「生活衛生・交通安全課」を「文化・スポーツ振興課」に改める。

第二十八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 健康福祉 こどもセンター

第二十八条第二項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 食肉衛生検査所

第二十八条第二項第十二号を次のように改める。

十二 県土整備事務所

第二十八条第二項第十三号を削り、同條第三項中第二十号を削り、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 肢体不自由児・重症心身障害児施設

第二十八条第四項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 鉄道管理事務所

第二十八条第四項中第二十五号及び第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号及び第二十九号を削る。

第三十九条の表中「管理課」を削り、

弘前県税事務所	総務課、課税第一課、課税第二課、納税課
八戸県税事務所	総務課、課税課、納税課
五所川原県税事務所	総務課、課税第一課、課税第二課、納税課
十和田県税事務所	総務課、課税課、納税課
むつ県税事務所	総務課、課税課、納税課
弘前県税事務所	総務課、課税第一課、課税第二課、納税課
八戸県税事務所	総務課、課税課、納税課
五所川原県税事務所	総務課、課税課、納税課
十和田県税事務所	総務課、課税課、納税課
むつ県税事務所	総務課、課税課、納税課

を

第四十条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第五号に掲げる事務にあつては、青森県税事務所に限る。

第四十条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第八号とし、

第四号の次に次の一号を加える。
五 自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱いの場所の指定に関すること。

第四十条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第三十八条第二項各号」を「第三十八条第二項第三号から第七号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。
第三章第二節第一款の次に次のように加える。

第一款の二企画振興部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 鉄道管理事務所

(所掌事務)

第四十二条の四 鉄道管理事務所は、鉄道施設の保守管理に関する事務を所掌する。

(名称及び位置)

第四十二条の五 鉄道管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県鉄道管理事務所	八 戸 市

第三章第二節第二款第二目を次のように改める。

第二目 削除

第四十五条から第四十八条の二まで 削除

第四十八条の三中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

第三章第二節第三款第一目及び第二目を次のように改める。

第一目 健康福祉こどもセンター

(所掌事務)

第五十五条 健康福祉こどもセンターは、保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第五十六条 健康福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
東地方健康福祉こどもセンター	青 森 市	青森市、東津軽郡
中南地方健康福祉こどもセンター	弘 前 市	弘前市、黒石市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
三戸地方健康福祉こどもセンター	八 戸 市	八戸市、三戸郡、百石町、下田町
西北地方健康福祉こどもセンター	五所川原市	五所川原市、西津軽郡、北津軽郡(板柳町を除く。)
上北地方健康福祉こどもセンター	十 和 田 市	十和田市、三沢市、上北郡(百石町及び下田町を除く。)
下北地方健康福祉こどもセンター	む つ 市	むつ市、下北郡

第五十七条 次の表の上欄に掲げる健康福祉こどもセンターに同表の中欄に掲げる室

(内部組織)

及び部を置き、当該部に同表の下欄に掲げる課を置く。

健康福祉こどもセンター名	室及び部名	課	名
東地方健康福祉こどもセンター	保健健部	総務企画室	
こども相談部	保健予防課、生活衛生課、健康増進課、試験検査課	福祉調整課、福祉推進課	
中南地方健康福祉こどもセンター	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	こども相談第一課、こども相談第二課、心理判定課、一時保護課
福 祉 部	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	こども相談第一課、こども相談第二課、心
福 祉 部	福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課、福祉推進第三課	福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課、福祉推進第三課	こども相談第一課、こども相談第二課
総務企画室	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	こども相談第一課、こども相談第二課
三戸地方健康福祉こどもセンター	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	こども相談第一課、こども相談第二課
西北地方健康福祉こどもセンター	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	こども相談第一課、こども相談第二課
上北地方健康福祉こどもセンター	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	こども相談第一課、こども相談第二課
下北地方健康福祉こどもセンター	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	こども相談第一課、こども相談第二課
こども相談部	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	保健予防課、生活衛生課、健康増進課	こども相談第一課、こども相談第二課

(分掌事務及び担当区域)

- 第五十八条 総務企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 庶務に關すること。
 - 二 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する思想の普及及び向上に關すること。
 - 三 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する情報の収集、整理及び活用に關すること。
 - 四 医療社会事業に關すること。
 - 五 災害救助に關すること。
 - 六 卫生教育に關すること。
 - 七 地域保健に係る統計調査に關すること。
 - 八 地域保健に關する調査及び研究に關すること。
 - 九 市町村の地域保健対策の実施に關する調整及び必要な援助に關すること。
 - 十 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に關すること。
 - 十一 医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、診療エックス線技師、歯科技工士、保健師、助産師、看護師、准看護師、栄養士及び調理師に關すること。
 - 十二 死体解剖保存に關すること。
 - 十三 薬局及び医薬品販売業に關すること。
 - 十四 毒物及び劇物に關すること。
 - 十五 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に關すること。
 - 十六 精神保健及び精神障害者福祉に關すること。
 - 十七 難病対策に關すること。
 - 十八 感染症、結核その他の疾病の予防に關すること。
 - 十九 検疫に關すること。
 - 二十 衛生上の試験検査に關すること。
 - 二十一 診療エックス線に關すること。
 - 二十二 予防接種に關すること。
 - 二十三 食品衛生に關すること。
 - 二十四 狂犬病予防及び犬による危害の防止に關すること。
 - 二十五 動物の愛護及び管理に關すること。
 - 二十六 化製場等に關すること。

- 二十三 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること。
- 二十四 理容師及び美容師に関すること。
- 二十五 クリーニング業に関すること。
- 二十六 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 二十七 墓地及び埋葬に関すること。
- 二十八 建築衛生一般に関すること。
- 二十九 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 三十 水道に関すること。
- 三十一 飲料水の改善に関すること。
- 三十二 ねずみ族及び昆虫駆除に関すること。
- 三十三 温泉に関すること。
- 三十四 栄養改善に関すること。
- 三十五 母体保護に関すること。
- 三十六 児童の健康相談に関すること。
- 三十七 養育医療、育成医療及び療育の給付等に関すること。
- 三十八 母子保健に関すること。
- 三十九 老人保健に関すること（老人医療費に関する事務を除く。）。
- 四十 □こう保健に関すること。
- 四十一 健康づくり推進事業に関すること。
- 3 福祉部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等の監督に関すること。
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定による身体障害者手帳の交付及び身体障害者居宅生活支援事業等を行う者の監督に関すること。
- 三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）の規定による更生医療の給付及び補助具の支給に関すること。
- 四 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。
- 五 社会福祉施設等の指導監査に関すること。
- 六 青少年の健全育成の推進に関すること。
- 七 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法

律第三十七号）に定める援護、育成及び更生の措置に関するること。

八 要保護女子の更生援護に関すること。

九 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

十 判定業務に関すること。

十一 社会福祉統計に関すること。

十二 療育手帳の交付に関すること。

十三 こども相談部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 身体に障害のある児童等の短期間入所に関すること。

二 児童福祉に関する連絡調整に関すること。

三 前条に規定する保健部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

保健予防課

第二項第一号から第十八号までに掲げる事務（東地方健康福祉こどもセンターにあつては、同項第十六号に掲げる事務を除く。）

生活衛生課

第二項第三十四号から第三十三号までに掲げる事務

健康増進課

第二項第三十四号から第四十一号までに掲げる事務

試験検査課

第二項第十六号に掲げる事務

前条に規定する福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

福祉調整課

第三項第一号から第六号までに掲げる事務（西北地方健康福祉こどもセンターにあつては、鰺ヶ沢町、深浦町及び岩崎村の区域（以下第八項及び第九項において「鰺ヶ沢地区」という。）に係る第三項第二号（身体障害者手帳の交付に関する事務に限る。）、第三号及び第四号に掲げる事務を除く。）

福祉推進課

一 第五十六条に規定する所管区域（市の区域を除く。）に係る第三項第七号から第十一号までに掲げる事務

二 第三項第十二号に掲げる事務

福祉推進第一課、福祉推進第二課及び福祉推進第三課
次項の規定による担当区域に係る第三項第七号から第九号までに掲げる事務

7 福祉推進第一課、福祉推進第二課及び福祉推進第三課の担当区域は、次のとおり

とする。

健康福祉こどもセンター	課名	担当区域
中南地方健康福祉こどもセンター	福祉推進第一課	中津軽郡、板柳町、常盤村
三戸地方健康福祉こどもセンター	福祉推進第二課	大鰐町、平賀町、碇ヶ関村
西北地方健康福祉こどもセンター	福祉推進第三課	藤崎町、尾上町、浪岡町、田舎館村
上北地方健康福祉こどもセンター	福祉推進第一課	三戸町、田子町、南部町、階上町、百石町、下田町、五戸町、名川町、倉石村、新郷村
福 祉 推 進 第 二 課	福 祉 推 進 第 一 課	木造町、鶴田町、森田村、柏村、車力村
福 祉 推 進 第 一 課	福 祉 推 進 第 二 課	金木町、中里町、稻垣村、市浦村、小泊村
福 祉 推 進 第 一 課	福 祉 推 進 第 二 課	野辺地町、横浜町、上北町、六ヶ所村
七戸町、十和田湖町、六戸町、東北町、天間林村	福 祉 推 進 第 一 課	

8 第六項に規定するもののほか、福祉推進第一課は、第五十六条に規定する所管区域（市の区域を除く。）に係る第三項第十号及び第十一号の事務を分掌する。ただし、西北地方健康福祉こどもセンターにあつては、鰯ヶ沢地区に係る同項第十一号に掲げる事務を除く。

9 第六項に規定するもののほか、福祉推進第二課は、第三項第十二号に掲げる事務を分掌する。ただし、西北地方健康福祉こどもセンターにあつては、鰯ヶ沢地区に係る事務を除く。

10 前条に規定するこども相談部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
こども相談第一課及びこども相談第二課

次項の規定による担当区域に係る第四項各号に掲げる事務（心理判定課及び一時保護課において分掌する事務を除く。）

心理判定課

第四項第一号に掲げる事務（一時保護に関する事務に限る。）

一時保護課

第四項第一号に掲げる事務（一時保護に関する事務に限る。）

こども相談第一課及びこども相談第二課の担当区域は、次のとおりとする。

健康福祉こどもセンター	課名	担当区域
東地方健康福祉こどもセンター	こども相談第一課	東津軽郡
中南地方健康福祉こどもセンター	こども相談第二課	黒石市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
三戸地方健康福祉こどもセンター	こども相談第一課	弘前市
西北地方健康福祉こどもセンター	こども相談第二課	柳町
上北地方健康福祉こどもセンター	こども相談第一課	三戸郡、百石町、下田町
福 祉 推 進 第 一 課	福 祉 推 進 第 二 課	八戸市
七戸町、十和田湖町、六戸町、東北町、天間林村	福 祉 推 進 第 一 課	西津軽郡、市浦村、小泊村
下北地方健康福祉こどもセンター	こども相談第一課	五所川原市、金木町、中里町、鶴田町
も セ ン タ り	こども相談第二課	三沢市、野辺地町、横浜町、東北町、六ヶ所村
下北地方健康福祉こどもセンター	こども相談第一課	十和田市、七戸町、十和田湖町、六戸町、上北町、天間林村
むつ市	こども相談第二課	下北郡

第二目 保健大学

（所掌事務）

第五十九条 保健大学は、次の事務を所掌する。